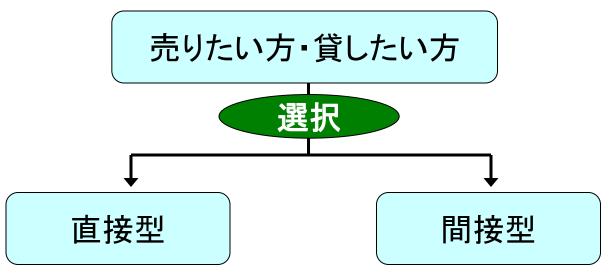
物件の交渉・契約について

「売りたい方・貸したい方」と「買いたい方・借りたい方」の契約交渉の方法は、直接型と間接型があります。交渉方法は「売りたい方・貸したい方」が選択します。



「売りたい方・貸したい方」と「買いたい方・借りたい方」の両者間で直接契約交渉を行う方法です。

交渉・契約に関する仲介を、下記の宅地 建物取引業団体に所属する会員に依頼 する方法です。

空き家バンク制度 媒介等業務協力会員

(公社)三重県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会三重県本部

登録から斡旋までの事務手続

な

ベ

市

売りたい方・ 貸

7 ・ 貸したい方

登録申込(1)②

登録完了通知③

現地調査

登録変更届4

登録取消完了通知⑤

登録取消申出⑥

交渉申込通知14

交渉結果報告16

利用登録申込⑦

利用登録通知⑧

利用登録変更届9

利用登録取消完了通知⑩

利用登録取消申出⑪

交渉申込⑫ 誓約書⑬

交渉通知完了通知⑮

変更・取消関係

交渉申込関係 〇数字

○数字は要綱様式番号

買いたい方

借りたい方